さいたま市子どもの居場所づくり事業

実施団体等募集要項（追加募集）

地域社会の中で子どもたちが健全に成長できる環境づくりを推進するため、さいたま市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体等に対し、予算の範囲内で当該事業の実施に要する経費の一部を補助します。

１　応募条件

□市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所を有する団体であること。

□原則として２ヶ月に１回以上事業を実施できること。

□【会食事業を実施する場合】参加する子ども（市内に住所を有する１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者）やボランティアへの食事の提供を原則として無料とすること。

□その他、さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に記載された事項を厳守すること。

２　応募期限

令和８年１１月１３日（金）まで

※予算上限に達した場合は、その時点で終了します。

３　応募方法

次の書類をさいたま市役所子ども・青少年政策課へ下記いずれかの方法でご提出ください。

- 電子データをメールで送信
- 印刷した書面を郵送または持参

□さいたま市子どもの居場所づくり事業への運営費補助金交付申請書（様式第１号）

□さいたま市子どもの居場所づくり事業計画書（様式第２号）

□【会食事業を含めて実施する場合】さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第３号）

【会食事業を行わない（※）場合】さいたま市子どもの居場所づくり事業収入支出予算書（様式第３－２号）

※食品等配布事業や学習支援事業、プレーパーク事業を実施

□事業の実施に必要となる運営費のうち、単価１万円（税込）以上の支出を見込むものについての積算や見積り又は資料

□団体の場合は、定款、規約若しくは会則又はこれらに代わるもの

□構成員名簿

□申請者の活動状況が分かる資料

□預金通帳（口座情報が確認できる頁）の写し

4　結果通知　　審査後、交付決定・不交付決定のいずれかの通知を申請された団体等の代表者あてに送付します。

5　交付金額

（１）運営費

・備品や消耗品の購入費、印刷製本費、保険料等の経費について、月平均開催回数に応じた上限額以内の金額が補助対象となります。

・その他、交付要綱第７条及び別表１をご参照ください。

（２）食事材料費　（会食事業を実施する場合のみ）

・補助金の額は、参加した子どもとボランティア１人につき４００円を限度とします。

※交付金額の対象となるのは、令和８年１０月以降に実施（購入）した経費に限ります。

※補助金の交付対象は１か月につき４日分までとなります。
また、応募状況により補助金の交付決定額を減額する場合があります。

6　実施場所　　（１）実施場所は申請までに確保し、様式第２号に記載していただく必要があります。なお、プレーパーク実施に関しては、公園の使用許可手続きが必要な場合がありますので、都市公園課（048-829-1420）へご連絡ください。

（２）申請者の所有物件以外の場合は、所有者へ確認を取らせていただく場合があります。

（３）実施場所の確保が困難な場合は、下記、子ども・青少年政策課へご相談ください。

7　そ の 他　　補助金の交付を受けた場合は、団体等の名称と事業内容等について、さいたま市のウェブサイト等を通じて公表させていただく予定です。

～ご不明な点がございましたら、応募される前に、
子ども・青少年政策課までご相談ください～

－お問合せ・書類提出先－

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４
さいたま市　子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課
ＴＥＬ　０４８－８２９－１７１６　ＦＡＸ　０４８－８２９－１９６０
Email　kodomo-seishonen@city.saitama.lg.jp

別表１（第７条関係）

１ 対象事業	２ 対象経費	３ 交付額
（１）子どもの居場所づくり事業に係る運営費	事業の実施に必要となる運営費（別表２参照）	対象経費より以下①②の額（食事材料費で差し引いた額を除く）を差し引いた額 ①参加者から徴収した参加料 ②本要綱に定める補助金以外の補助金、寄付金 ただし、上限額は以下のとおりとする。 月の開催回数の平均が１回に満たないもの ５万円 月の開催回数の平均が１回以上２回までのもの １０万円 月の開催回数の平均が２回を超え３回までのもの １５万円 月の開催回数の平均が３回を超えるもの ２０万円
（２）食事材料費（会食事業を実施する場合）	事業の実施に要する経費のうち、参加した子ども及びボランティアに提供する食事に係る材料費	対象経費より以下①②の額を差し引いた額 ただし、食事の提供を受けた者の数が用意した食数を下回っている場合の対象経費は以下の計算式により算出した額とする。（１円未満切捨て） 食事材料費×　食事の提供を受けた者の数の合計 ／ 用意した食数の合計 ①子ども等以外の参加者から徴収すべき実費相当額 ただし、以下の内、いずれか高い方 ・実際に徴収した額の合計 ・年間の食事の提供を受けた者一人当たりの食事材料費に子ども等以外の参加者数を乗じた額 ②本要綱に定める補助金以外の補助金、寄付金 ただし、参加した子ども等の人数に４００円を乗じた額を上限とする。

別表２（第７条関係）

報償費	ボランティアへの謝礼
備品・消耗品費	調理家電、調理器具、食器、キッチン雑貨、衛生用品、事務用品、遊びのための道具　等
印刷製本費	事業案内チラシ作成費　等
光熱水費	電気使用料、ガス使用料、水道・下水道使用料　等　※１
燃料費	自動車燃料費　※１
通信運搬費	電話料金、郵送料　等　※１
保険料	当該年度の事業に係る賠償責任保険料　等　※１
使用料	会場使用料　等　※２
負担金	本事業の実施に必要な物資を共同で調達や輸送、保管等を行うために必要となる負担金 食品衛生責任者講習受講料　等　※３
その他	疑義が生じた場合には、契約・購入・支出前に、市に事前相談すること。
補助対象外の一例	パソコン・タブレット及び附属機器（プリンタ等） 机（テーブル）、椅子、食器棚等 過度に高価又は貴重とされる物（ブランド品等） 嗜好品（酒、たばこ等） 飲み薬等 換金性の高い物（プリペイドカード等） 車両購入代 人件費、報酬

いずれの項目についても、本事業の実施に必要となるものに限る。また、単価１万円（税込）以上の支出を見込むものは、補助金交付申請時に見積書等を添付すること。

※１　本事業の実施に係る分と明示できる場合に限る。

※２　賃貸借物件等における家賃等の日割りは不可とする。また、団体や団体関係者が所有する物件等における会場使用料の支出は不可とする。

※３　様式第１号の添付書類である構成員名簿に記載のある者、及び実施の際に大方従事する者に限る。